売上税導入に伴う独占禁止法の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年三月十八日

提出者

遠藤

和良

長原健三郎殿

衆

議

院

議

売 上 税 導 入 に 伴 う 独 占 禁 止 法 \mathcal{O} 運 用 に 関 す Ź 質 間 主 意 書

公 正 取 引 委 員 会 \mathcal{O} 高 橋 元 委 員 長 は、 三月三日 \mathcal{O} 衆議 院予算委員会にお į, て、 売 上 税 導入 12 伴う

独 占 禁止 法 (以 下 独 禁法」 という。) 0) 運 用 の在り方について答弁した。

経 済 構 造 P 仕 . 組 み ľ 多大 な 影 響 を与 え カゝ ね な 1 内 容 を ŧ つ て 1 る。

売

上

税

が

ŧ

L

実

施

され

れ

ば、

独

禁法

 \mathcal{O}

運

用

上

0

間

題を

惹起さ

せる

0

み

な

らず、

我

が

玉

の産業、

そこで、以下の項目について質問する。

高 橋 委 員 長 は 事 業 者 寸 体 に お 11 7 各 構 成 員 が 売 上 税 分 \mathcal{O} 転 嫁 \mathcal{O} 仕 方、 新 価 格 な どに 限 り 話

L 合 1 をす ることは 独 禁 法 上 間 題 に な 5 な 1 と L て **,** \ る が、 物 品品 税 \mathcal{O} 価 格 転 嫁 に 関 す る 業 界 協

議 に 0 ۲, て は _ れ ま で ŧ 適 法 لح L て きた 0 カゝ どう カゝ

協 議 に便 乗 Ĺ て 価 格 力 ル テ ル を誘発させる心配は な *(*) か。 その場合、 本来 の価 格力 ル テル لح

どう区 別 す る 0 カン

三 業 界 全 体 で 売 上 税 額 分を 全 額、 又 は どの 程 度 上 乗 せ す る か に 0 **,** \ て 協 議 することは 対 価 \mathcal{O}

部 を 決 定することに な り、 明 5 か に 独 禁法 違 反 と考えるがどう カン

どう か。 兀

売 上

税額をどう価格に転嫁

す

る

か

は、

企

業

の 自

由

な競争に帰せ

5

れ

るべきであると考えるが

五. 売 上 税 \mathcal{O} 転 嫁 に 0 ١ ر て、 部 に は 価 格 に 踏 4 込 λ で 話 L 合えな *(* \ 0) で は 円 滑 な 転 嫁 は で きな

1 来 年 月 \mathcal{O} 切 替 え \mathcal{O} 際 に 口 限 り 特 例 を 認 \otimes る 指 針 が で きな 1 か と 1 う 意 見 が あ る と 1 わ

れ る。 公 正 取 引 委 員 会 は、 ک 0 よう な 意 見 に 対 L 7 تلح \mathcal{O} ように きええ、 تخ 0) よう ĺZ 対 応 さ れ る \mathcal{O}

か

六 高 橋 委 員 長 は、 メ 力] Þ 百 貨 店、 ス] パ] などが その 優越 的 地位 . を 利 用 L 7 非 課 税 業者 に

転 身を するよう強 制する、 それに応じな 7 · 事 業者 は 取 引 か 5 排 除 L た り、 また 差 別 的 な 取 扱 1

をや 1 る る 取 こと 引 先 は \mathcal{O} 独 選 禁 択 権 法 を 違 行 反 使 に す な る る ょ お う そ な れ 場 が あ 合 ると は L 独 禁 7 7 法 る 違 が 反 に な 企 る 業 が か どう 営 業 上 か \mathcal{O} は 疑 権 間 利 کے で あ る。 7 公 正 <u>つ</u> 7

取

引

委

員

会

は、

ک

 \mathcal{O}

ょ

う

な

区

別

を

ど

 \mathcal{O}

ょ

う

に

さ

れ

る考

え

な

 \mathcal{O}

か

七 除 X す IJ 政 る ツ 府 こと 1 \mathcal{O} 売 が は 上 あ 営 税 る 業 法 上 従 案 あ 0 で て、 は、 ŋ うることで 企 非 課 業 が 税 そ 業 あ \mathcal{O} 者 デ り、 か メ 5 IJ 仕 れ ツ 入 \vdash れ が 直 を ることは 5 口 に 避 独 す 禁 る 仕 法 た 入 め れ 違 に、 税 反 に 額 を な 非 る 課 控 لح 除 税 は できな 業 思 者 え を 取 な **,** \ 引 と 1 が カン 7 ど 5 う デ \mathcal{O} 排

ょ

う

に

考

え

る

か

八 さ 法 れ で 新 禁 て 聞 1 U 報 る 5 道 が れ に ょ 7 ک る 1 と、 れ る は 価 通 独 格 に、 禁 力 産 法 省 ル を テ は 骨 ル を 売 抜 公 正 き 実 上 に 質 税 す を 的 る 商 に 導 品 t な \mathcal{O} 入 で ど で あ き \mathcal{O} ý, る 販 ょ 売 許 う 価 さ 格 な れ 立 12 転 な 法 措 嫁 1 t 置 L を B \mathcal{O} لح 検 す 考 < 討 え す L る 7 る た が 1 ど め、 る う لح を不 独 か 報 道 禁

九

売

上

税

を

強

行

す

るた

め

企

業

 \mathcal{O}

か

0

自

由

な

競

争

を

確

保

す

る

た

め

12

存

在

す

る

独

禁法

当に曲げることは許されない。日本経済を破壊し、 かつ独禁法の形骸化を図りかねない売上税

右質問する。

は、 速やかに撤回すべきであると考えるがどうか。